証券コード9042

阪急阪神ホールディングス株式会社

第185回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月16日

午前10時 受付開始 午前9時

場所

梅田芸術劇場 メインホール

大阪市北区茶屋町19番1号 (末尾ご案内図ご参照)

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

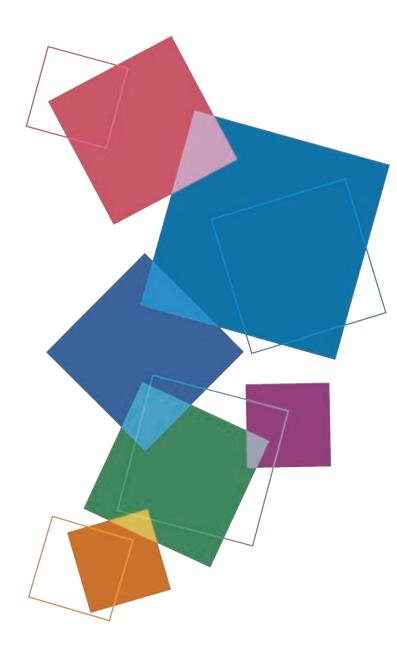
第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)

8名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第185回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
事業報告	
連結計算書類	
計算書類	
監査報告書	42



株主各位

大阪府池田市栄町1番1号 (本社事務所 大阪市北区芝田一丁目16番1号) 阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役会長 角 和 夫

第185回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第185回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁から4頁に記載の 「議決権の行使等についてのご案内」をご確認のうえ、インターネット又は郵送により議決権を行使して いただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2023年6月16日 (金曜日) 午前10時
- **2. 場 所** 大阪市北区茶屋町19番1号

梅田芸術劇場メインホール(末尾ご案内図ご参照)

3. 目的事項

- **報告事項** 1. 第185期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 - 2. 会計監査人及び監査等委員会の第185期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁から4頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

5. 電子提供措置に関する事項

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

なお、本総会におきましては、議決権を有するすべての株主様に対して電子提供措置事項を 記載した書面をお送りしております。

【当社ウェブサイト】

https://www.hankyu-hanshin.co.jp/ir/stock/meetings.html

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/9042/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※ 上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は当社証券コード「9042」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

以上

- ◎ 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な借入先」「財産及び損益の状況」「主要な事業内容並びに主要な営業所及び従業員の状況」「会社の株式に関する事項」「会計監査人に関する事項」「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(本総会におきましては、議決権を有するすべての株主様に対して当該書面をお送りしております。)には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会・会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記の インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 議決権行使を代理人(本総会において議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。)に委任する場合は、代理人が、代理権を証明する書類(委任状)並びに委任者及び代理人の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。
- ◎ ご出席を希望される株主様におかれましては、発熱、咳等の症状がある方はご出席をお控えくださいますようお願いいたします。また、株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は感染防止のために必要な措置を講じてまいりますので、あらかじめご了承ください。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

議決権の行使等についてのご案内

インターネットによる 議決権行使のご案内

議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月15日 (木曜日) 午後5時50分入力完了分まで

- ・毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- ・インターネット接続料金・通信料金等は、株主様のご負担となります。

QRコードを用いて 行使する方法



1 議決権行使書副票(右側)に記載の QRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は、画面の案内に 従って賛否をご入力 ください。



ログインID・仮パスワードを 入力して行使する方法



- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。 議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/
- 2 議決権行使書副票(右側)に記載された 「ログインID・仮パスワード」を入力し クリックしてください。



3 新しいパスワードをご登録ください。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027 (受付時間/ 9:00~21:00、通話料無料)

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

郵送による 議決権行使のご案内

行使期限 2023年6月15日 (木曜日) 午後5時50分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、 行使期限までに到着するよう、ご返送ください。



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第3号議案

- 賛成する場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

- ・全員に賛成する場合 → 「賛」の欄に○印
- ・全員に反対する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合
- → 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号を ご記入ください。
- ※ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の ご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして 取り扱わせていただきます。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ・ インターネット及び書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を 有効として取り扱わせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合や、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会に 出席する方法

開催日時 2023年6月16日 (金曜日) 午前10時 開催場所 梅田芸術劇場 メインホール

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

●当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送による議決権行使のお手続はいずれも不要です。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループにおきましては、グループ経営機能を担う当社のもと、中核会社を中心として、各コア事業の 競争力強化を図るとともに、コア事業間の連携を通じてグループ総合力の発揮に努めてまいりました。

当社グループでは総還元性向を株主還元の指標と位置付けており、経営基盤の一層の強化に努めながら、 総還元性向を30%とすることで、安定的な配当の実施と自己株式の取得に取り組むことを基本方針としており、 当社の当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

- ※ 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合
- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 60億6.242万3.950円

※ なお、中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月19日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。) 全員(9名)が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏	名	現在の当社における地位
1	^{すみ} 角	和 夫	再任	代表取締役会長 グループCEO
2	i t	泰夫	再任 男性	代表取締役社長
3	遠藤	典子	再任 社外 独立 女性	社外取締役
4	つ & 在 鳥	由貴	再任 社外 独立 女性	社外取締役
5	小林	充佳	再任 社外 独立 男性	社外取締役
6	島谷	能成	再任 男性	取締役
7	荒木	直 也	再任 男性	取締役
8	久 須	勇 介	新任 男性	_

1

すみ かず お **角 和** 夫

和 夫 (1949年4月19日生) 男性

再任

重要な兼職の状況

東宝株式会社取締役

株式会社阪急交诵社取締役

株式会社東京楽天地取締役

株式会社アシックス社外取締役

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役



所有する当社株式の数 36,640株

取締役会出席数

11/11回

略歴及び地位

1973年 4 月 2000年 6 月 2002年 6 月 2003年 6 月 2005年 4 月 阪急電鉄株式会社入社

同 取締役 同 常務取締役

同代表取締役社長

阪急ホールディングス株式会社 代表取締役社長

2006年10月 当社代表取締役社長 2014年3月 阪急電鉄株式会社代

2014年 3 月 阪急電鉄株式会社代表取締役会長 2017年 6 月 当社代表取締役会長 グループCEO (現在)

| 保埔老レー た珊巾

●候補者とした理由

代表取締役社長や代表取締役会長 グループCEOとして当社グループの経営を牽引するなど、 豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への 貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

候補者番号

2

しま だ やす お

泰夫 (1964年7月21日生)

男性

再任

阪急雷鉄株式会社代表取締役社長

株式会社阪急阪神エクスプレス取締役

阪神雷気鉄道株式会社取締役

株式会社阪急交通社取締役

重要な兼職の状況



所有する当社株式の数 3,000株

取締役会出席数

略歴及び地位

1988年 4 月 阪急電鉄株式会社入社 2019年 4 月 同 取締役

2021年4月 同 常務取締役

 2022年4月
 同
 代表取締役社長(現在)

 2022年6月
 当社代表取締役副社長

2023年3月同代表取締役社長(現在)

●候補者とした理由

代表取締役副社長として、また本年3月からは代表取締役社長として当社グループの経営を担うなど、 豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への 貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

7

えん どう のり こ 遠 藤

典子 (1968年5月6日生)

女性

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数 1.500株 取締役会出席数

11/11回

略歴及び地位

2015年 4 月

2019年6月

株式会社ダイヤモンド社入社 1994年6月 2013年9月 東京大学政策ビジョン研究センター

客員研究員

慶應義塾大学大学院政策・メディア

研究科特任教授 当社取締役 (現在)

2020年4月 慶應義塾大学グローバルリサーチ

インスティテュート特任教授 (現在)

重要な兼職の状況

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート特任教授 株式会社アインホールディングス社外取締役 テックポイント・インク社外取締役 ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役

日本電信電話株式会社社外取締役

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

公共政策や環境・エネルギー分野の研究を通じて培った豊富な経験・知見を有しており、当社グループの 経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、 引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの 在仟期間は、4年であります。

候補者番号

つる

由貴 (1969年5月16日生)

女性

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数 800株

取締役会出席数 11/11回

略歴及び地位

2000年4月 弁護士 (現在) 一橋大学監事 2016年 4 月 2020年6月 当社取締役 (現在)

弁護十

杉本商事株式会社社外取締役 株式会社ジャムコ社外取締役

重要な兼職の状況

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

現在、弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から当社グループの経営に 対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、 引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの 在任期間は、3年であります。

こ ばやし みつ よし **小 林 充 佳** (1957年11月3日生)

男性

再任

西日本電信電話株式会社相談役

重要な兼職の状況

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数 100株 取締役会出席数 9/9回

略歴及び地位

1982年 4 月 日本電信電話公社入社 2018年 6 月 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長

2021年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員

2022年6月 当社取締役(現在)

2022年6月 西日本電信電話株式会社 相談役 (現在)

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

西日本電信電話株式会社の代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験・視点と実績を有しており、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進する当社グループの経営に対する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図っていただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、1年であります。

候補者番号

6

しま たに よし しげ

能成 (1952年3月5日生)

男性

再任

東宝株式会社代表取締役会長



所有する当社株式の数 4,800株

取締役会出席数 11/11回

略歴及び地位

1975年 4 月 東宝株式会社入社 2011年 5 月 同 代表取締役社長 2015年 6 月 当社取締役(現在) 2021年 5 月 東宝株式会社代表取締役社長 社長執行役員

2022年5月同代表取締役会長(現在)

●候補者とした理由

東宝株式会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、阪急阪神東宝グループの 連携強化の観点から様々な意見、提言等を行うことにより、当社グループの持続的な成長と中長期 的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き候補者といたしました。

重要な兼職の状況

株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役 株式会社東京會舘社外取締役 株式会社東京楽天地取締役

あら き

直也 (1957年5月14日生)

男性

再任

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社代表取締役社長 株式会社阪急阪神百貨店代表取締役会長

重要な兼職の状況



所有する当社株式の数 2.600株

取締役会出席数 11/11回

略歴及び地位

1981年4月 株式会社阪急百貨店入社 2012年3月 株式会社阪急阪神百貨店

代表取締役計長

2012年6月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

代表取締役

2017年6月 当社取締役 (現在)

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 2020年4月

代表取締役社長 (現在)

2020年 4 月 株式会社阪急阪神百貨店

代表取締役会長 (現在)

●候補者とした理由

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の代表取締役社長を務めるなど、豊富な経験と実績を 有しており、阪急阪神東宝グループの連携強化の観点から様々な意見、提言等を行うことにより、 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、引き続き 候補者といたしました。

男性

候補者番号 8

ゆう すけ 須

勇介 (1961年6月17日生)

新任

重要な兼職の状況

阪急電鉄株式会社取締役

阪神雷気鉄道株式会社代表取締役社長



所有する当社株式の数 9,600株

取締役会出席数

略歴及び地位

1984年 4 月 阪神電気鉄道株式会社入社

2013年4月 同 取締役 2017年12月 同 常務取締役

2018年 4 月 阪急阪神不動産株式会社

代表取締役副社長

2020年 4 月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役

同 代表取締役計長 (現在) 2023年 4 月

●候補者とした理由

当社グループの中核会社である阪急阪神不動産株式会社の副社長や、阪神雷気鉄道株式会社の 専務取締役・都市交通事業本部長を歴任し、本年4月からは同社の代表取締役社長を務めるなど、 豊富な経験と実績を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上へ の貢献が期待できるため、新たに候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 遠藤典子氏の戸籍上の氏名は、辻廣典子であります。
 - 3. 鶴中貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹中貴であります。
 - 4. 遠藤典子氏、鶴中貴氏及び小林充佳氏は、社外取締役候補者であります。
 - 5. 当社は、上場証券取引所に対し、遠藤典子氏、鶴由貴氏及び小林充佳氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。なお、3氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ当社が定める独立性の判断基準(当社ウェブサイト (https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html) に掲載しております。)を満たしております。
 - 6. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、遠藤典子氏、鶴由貴氏、小林充佳氏、島谷能成氏及び 荒木直也氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。 5氏の選任が承認された場合、当社は、5氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者の各氏の選任が承認された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- 8. 嶋田泰夫氏は、2023年6月16日付で、阪急阪神不動産株式会社の取締役に就任する予定であります。
- 9. 久須勇介氏は、2023年6月16日付で、阪急阪神不動産株式会社の取締役に、2023年6月23日付で、神姫バス株式会社の 社外取締役に就任する予定であります。
- 10. 阪急電鉄株式会社は、2005年4月1日に会社分割を行い、鉄道事業その他のすべての営業を阪急電鉄分割準備株式会社(同日付で阪急電鉄株式会社に商号変更)に承継するとともに、商号を阪急ホールディングス株式会社に変更しております。
- 11. 阪急ホールディングス株式会社は、阪神電気鉄道株式会社との経営統合に伴い、2006年10月1日に、商号を阪急阪神ホールディングス株式会社に変更しております。
- 12. 株式会社阪急百貨店は、2007年10月1日に会社分割を行い、新たに設立した株式会社阪急百貨店に百貨店事業を承継するとともに、商号をエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社に変更しております。また、新たに設立した株式会社阪急百貨店は、2008年10月1日に株式会社阪神百貨店と合併し、商号を株式会社阪急阪神百貨店に変更しております。

【ご参考】第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックス

			企業経営	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	専門的知見 (「社会・環境」 を含む。)
角 和	□夫	男性	•	•	•	
嶋田泰	表夫	男性	•	•		
遠藤 典	电子	社外独立女性				○ 公共政策 環境・エネルギー E
鶴	貴	社外 独立 女性			0	
小林 充	徒	社外加強立用性	0			© DX
島谷能	能成	男性	0			
荒木 直	恒	男性	0			
久須 勇	列	男性	•	•		
石橋正	E好	監査等委員 男性	•	•		
小見山道	道有	監査等委員 社外 独立			0	
髙橋・裕	谷子	監査等委員 社外 独立				○ 社会健康医学 健康経営 ⑤

^{●…}当社グループ出身の取締役が有する主な知識・経験・能力

^{◎…}上記以外の取締役に特に期待する知識・経験・能力 (S·E) はそれぞれ、社会・環境の専門性を表します。)

[※]上記一覧表は、各取締役が有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。

補欠の監査等委員である取締役1名選仟の件 第3号議案

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて 監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役 1名の選仟をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

由貴 (1969年5月16日生)

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数 800株

略歴及び地位

2000年 4 月 弁護士 (現在) 2016年 4 月 一橋大学監事 2020年 6 月 当社取締役 (現在)

重要な兼職の状況

弁護十 杉本商事株式会社社外取締役 株式会社ジャムコ社外取締役

●候補者とした理由及び期待される役割の概要等

現在、弁護士として活躍されており、特にコンプライアンスの観点から監査等委員会監査の 実効性及び効率性を確保していただくことが期待できるため、引き続き候補者といたしました。 また、当社社外取締役に就任してから本総会終結の時までの在任期間は、3年であります。

取締役会出席数

11/11回

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 鶴中貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹中貴であります。
 - 3. 鶴中貴氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、上場証券取引所に対し、鶴中貴氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しておりますが、監査等委員である。 取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。なお、同氏は、証券取引所が定める独立性の要件を踏まえ 当社が定める独立性の判断基準(当社ウェブサイト(https://www.hankyu-hanshin.co.jp/corporate/data/officer.html) に 掲載しております。)を満たしております。
 - 5. 当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、鶴由貴氏との間で、会社法第423条第1項に規定する 損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しておりますが、監査等委員である取締役に就任した場合も、当該 契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である 取締役を含む被保険者の業務遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害 賠償金、争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。鶴中貴氏が監査等委員である取締役に就任した 場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

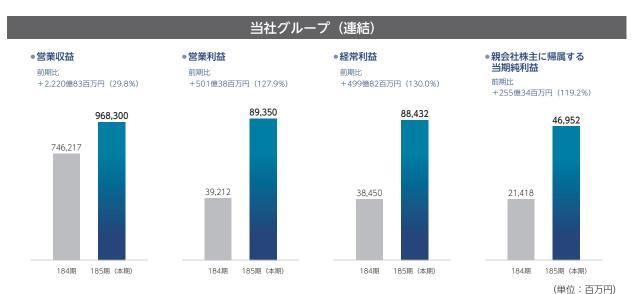
1. 事業の経過及びその成果

本期のわが国経済は、新型コロナウイルスによる社会経済活動の制限が緩和され個人消費を中心に緩やかな持ち直しの動きがみられたものの、ウクライナ情勢の長期化等に伴うエネルギー価格の高騰等の影響により、 先行きは不透明な状況で推移しました。

そうした中で、当社グループにおきましては、2022年5月に「阪急阪神ホールディングス 長期ビジョン-2040年に向けて-」を公表し、その実行計画としての中期経営計画に掲げる目標を達成すべく、引き続き収支構造の強靱化に注力するとともに、需要構造の変化への対応を着実に推し進めました。

本期も新型コロナウイルスの影響がまだ残るものの、多くの事業において一定の回復がみられたことに加え、旅行事業において自治体からの自宅療養者の支援業務等の受注が大幅に増加したこと等により、営業収益、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも増加しました。

本期の当社グループの成績は次のとおりであります。



セグメント別の業績は次のとおりであります。



都市交通事業

鉄道事業につきましては、新型コロナウイルスの影響により、お客様のご利用状況が変化したこと等を受け、阪急電鉄及び阪神電気鉄道において、2022年12月にダイヤ改正を実施しました。また、安全・安心への取組として、阪急電鉄において、春日野道駅に可動式ホーム柵とエレベーターを設置したほか、阪神電気鉄道において、大阪梅田駅の改良工事の進捗に伴い、可動式ホーム柵を整備した新2番線の供用を開始しました。さらに、すべてのお客様により安全で安心・快適にご利用いただくため、阪急電鉄及び阪神電気鉄道において、全駅にホーム柵を設置するなどのバリアフリー施策を推し進めるべく、2023年4月より、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用した料金収受を開始します。

このほか、「阪急電車のデザイン」が、時代を超えて人々に 愛され続けている点が評価され、「2022年度グッドデザイン・ ロングライフデザイン賞」を受賞しました。

自動車事業につきましては、阪急バスグループ内の高速バス事業・空港リムジンバス事業・貸切バス事業を統合し、一体的な運用による競争力の強化を図ったほか、阪急バスが自治体や他の事業者と共同で、大阪府豊能町において、地域公共交通の課題解決に向けたAIオンデマンド交通(区域内不定期運行)の実証実験を行うなど、新たな試みにも着手しました。

営業収益は前期に比べ239億58百万円(14.8%)増加し、1,855億81百万円となり、営業利益は前期に比べ168億5百万円(298.5%)増加し、224億35百万円となりました。

●営業収益

1,855億81百万円

前期比+239億58百万円(14.8%)

●営業利益

224億35百万円

前期比+168億5百万円 (298.5%)



阪神大阪梅田駅 新2番線



LONG LIFE DESIGN 2022

阪急電車 グッドデザイン・ ロングライフデザイン賞受賞

不動産事業

不動産賃貸事業につきましては、2022年2月に全体竣工した「大阪梅田ツインタワーズ・サウス」(大阪市北区)において、同年4月に阪神百貨店がグランドオープンし、オフィスでは入居が着実に進展しました。また、大阪府北部地震により大きく損傷した「南茨木阪急ビル」(大阪府茨木市)の建替工事が完了し、開業したほか、既存の商業施設やオフィスビルにおいても競争力の強化と稼働率の維持向上等に取り組みました。一方、首都圏では、2021年12月に竣工した「H-CUBE MINAMIAOYAMA I」(東京都港区)を売却するなど、収益用不動産の短期回収型事業を積極的に推し進めました。

なお、大規模開発プロジェクトのうめきた2期地区開発事業「グラングリーン大阪」については、2024年夏頃の先行街びらきに向けて、工事が計画どおり進捗しております。

不動産分譲事業につきましては、マンション分譲では、「ジオ茨木中穂積」(大阪府茨木市)、「ジオ京都山科」(京都市山科区)、「ジオ杉並松庵」(東京都杉並区)等のほか、マンション建替事業として「ジオー番町」(東京都千代田区)を販売しました。また、宅地戸建分譲では、「ジオガーデン須磨離宮公園」(神戸市須磨区)、「ジオガーデン武庫北」(兵庫県尼崎市)、「ジオガーデン大森山王」(東京都大田区)等を販売しました。

海外不動産事業につきましては、アセアン諸国において住宅 分譲事業を推し進めたほか、インドネシアで西ジャカルタエリアを 代表する大規模商業施設「セントラルパークモール」を取得する など、海外における不動産賃貸事業の基盤構築を進めました。 このほか、アメリカにおいて賃貸住宅を取得するなど、事業エリア の拡大にも努めました。

ホテル事業につきましては、水際対策の緩和や全国旅行支援の 実施等により回復基調にある宿泊需要の取込みに注力すると ともに、会員向けアプリの導入によりさらなるサービスの向上や 利用機会の創出を図るなど、競争力の強化に努めました。

営業収益は前期に比べ354億65百万円(14.4%)増加し、 2,820億49百万円となり、営業利益は前期に比べ84億26百万円 (43.4%)増加し、278億51百万円となりました。

- ●**営業収益**2,820億49百万円
 前期比+354億65百万円(14.4%)
- ●営業利益 278億51百万円 前期比+84億26百万円(43.4%)



南茨木阪急ビル



ジオ茨木中穂積

○ エンタテインメント事業

スポーツ事業につきましては、阪神タイガースが、ファンの方々のご声援を受けてシーズン終盤まで上位争いを演じ、クライマックスシリーズへの進出を果たしました。また、阪神甲子園球場では、物販・飲食において多様な企画を実施するなど魅力ある施設運営に取り組んだほか、2024年に開場100周年を迎えるにあたり、阪神本線を中心に記念ラッピングトレインの運行等の特別企画を実施しております。

ステージ事業につきましては、歌劇事業において、新型コロナウイルスの影響を受け、一部の公演を中止するなど厳しい事業環境が続きました。そうした中でも、花組公演「うたかたの恋」・「ENCHANTEMENT - 華麗なる香水(パルファン)ー」、月組公演「応天の門」・「Deep Sea - 海神たちのカルナバルー」等の各公演が好評を博したほか、宝塚歌劇に関する最新ニュースやオリジナルコンテンツ等を発信するアプリ「宝塚歌劇Pocket」のサービスを開始し、多くのお客様にご利用いただいております。

このほか、六甲山地区においては、自然・眺望と文化・スポーツといったコンテンツを組み合わせた様々なイベントや 企画を開催するなど、集客に努めました。

営業収益は前期に比べ94億25百万円(15.0%)増加し、722億89百万円となり、営業利益は前期に比べ33億58百万円(36.3%)増加し、126億22百万円となりました。

●**営業収益** 722億89百万円 前期比+94億25百万円 (15.0%)

●**営業利益** 126億22百万円 前期比+33億58百万円 (36.3%)



阪神タイガース



宝塚歌劇月組公演 「Deep Sea-海神たちのカルナバルー」 ②宝塚歌劇団



情報サービス事業につきましては、企業等において加速する DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進支援 業務や、医療関連システムの受注が好調に推移しました。また、 今後は交通システム分野において、鉄道施設等のさらなる 安全性の向上や設備点検業務の効率化等の新たな需要が 見込まれるため、それらに対応すべく、AIやローカル5G等の 先端技術を設備の異常検知等に活用する実証実験にも取り 組みました。

放送・通信事業につきましては、FTTHサービス (光ファイバーを用いた高速インターネットサービス)の提供を 推進するなど、お客様のニーズに応える様々なサービスを展開 することにより、事業の着実な伸長に努めました。

あんしん・教育事業につきましては、安全・安心に対する ニーズの高まり等を背景に、「登下校ミマモルメ」の会員数が 着実に増加したことに加え、ロボットプログラミング教室 「プログラボ」の生徒数も堅調に推移しました。

営業収益は前期に比べ11億74百万円(2.0%)増加し、603億55百万円となり、営業利益は前期に比べ50百万円(0.9%)増加し、59億17百万円となりました。

- ●**営業収益** 603億55百万円
 - 前期比+11億74百万円 (2.0%)
 - ●営業利益 59億17百万円 前期比+50百万円(0.9%)



旅行事業

旅行事業につきましては、特に海外旅行部門において新型コロナウイルスの影響等により非常に厳しい事業環境が続いたものの、国内旅行部門においては、県民割・全国旅行支援等を活用したツアーの販売が堅調に推移しました。また、自治体から自宅療養者の支援業務を受託するなど、旅行以外の事業にも引き続き注力しました。

営業収益は前期に比べ1,309億80百万円(216.8%) 増加し、1,914億円となり、営業利益は前期に比べ210億6百万円増加し、152億57百万円となりました。

●営業収益

1,914億円

前期比+1,309億80百万円 (216.8%)

●営業利益

152億**57**百万円 前期比+210億6百万円



0

国際輸送事業

国際輸送事業につきましては、航空輸送の減便や海上輸送の コンテナ不足等により、航空・海上輸送とも上期を中心に需給の 逼迫状況が続きました。こうした中、輸送スペースを確保し、 お客様の需要を確実に取り込むことにより、収益の維持・拡大に 努めました。

また、アジア地域を中心に、新たな拠点の設置や海上輸送における混載路線の開設等、グローバルネットワークのさらなる拡充を図ったほか、物流倉庫を新設・拡張し、ロジスティクス事業の強化にも注力しました。

営業収益は前期に比べ199億73百万円(13.9%)増加し、 1,632億69百万円となり、営業利益は前期に比べ3億61百万円 (4.5%)増加し、83億81百万円となりました。

●営業収益

1,632億69百万円

前期比+199億73百万円 (13.9%)

●営業利益

83億81百万円

前期比+3億61百万円 (4.5%)





建設業等その他の事業

建設業等その他の事業につきましては、営業収益は前期に比べ39億83百万円 (7.7%) 増加し、556億49百万円となり、営業利益は前期に比べ3億66百万円 (15.4%) 増加し、27億52百万円となりました。



サステナビリティに関する取組

当社グループでは、「阪急阪神ホールディングスグループ サステナビリティ宣言」に基づき、ESG (環境・社会・企業統治)に関する取組を着実に推し進めております。

同宣言における重要テーマの一つである「環境保全の推進」については、 CO_2 排出量の削減目標として、「2030年度 \triangle 46%(2013年度比)、2050年度実質ゼロ」を公表し、各事業において、目標の達成に向けた施策に積極的に取り組んでいるほか、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」 *1への対応として、気候変動に伴う財務的な影響を開示しました。また、同じく重要テーマの一つである「一人ひとりの活躍」については、当社の長期ビジョンの実現に向けて、一層の人的資本の充実を図るべく、同ビジョンと連動した人材戦略*2を策定したほか、従業員の喫煙率・特定保健指導実施率等の目標を掲げ、各種健康施策に取り組むなど、健康経営を推進しております。このほか、社会貢献活動「阪急阪神未来のゆめ・まちプロジェクト」を展開するとともに、沿線自治体との間で包括連携協定を締結するなど、地域社会との協働を進めております。

そして、これらの取組を積極的に進めた結果、MSCI社のESG格付において最上位ランク「AAA」を2年連続で取得 *3 するとともに、2022年6月に「FTSE Blossom Japan Sector Relative Indexl *4 の構成銘柄に初めて選定されました。

- ※1 「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」…2015年に、G20の要請を受け、金融安定理事会の作業部会として設置されたものであり、投資家等の適切な投資判断に資するよう、企業等に対して、気候変動に伴うリスクと機会の特定、その財務的な影響の試算、気候変動に対応する事業戦略等を開示することを推奨しております。
- ※2 「高いエンゲージメントを有する人材づくり」「新たな価値創造に資する多様な人材を確保」「当社グループのDXを 牽引・推進する人材を確保」の3つの人材戦略を掲げております。
- ※3 MSCI社のESG格付…米国の大手金融サービス企業であるMSCI社が行うもので、7段階で企業を評価しております。2022年12月時点で最上位ランク「AAA」を取得しているのは、日本の鉄道会社及び鉄道会社を傘下に持つ会社の中では当社のみとなります。
- ※4 「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」…業種内でESGの評価が高い日本企業により構成される投資指数で、世界最大規模の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)がESG投資を行う際に、ベンチマークの一つとして採用しております。

2. 対処すべき課題

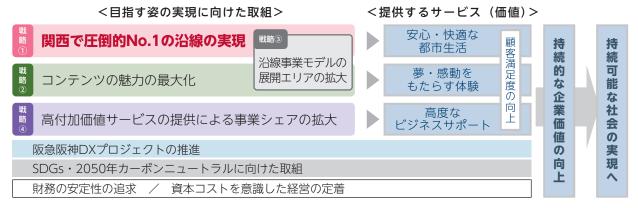
(長期ビジョンについて)

当社グループでは、コロナ禍をきっかけとした急速な社会変化や、SDGs・2050年カーボンニュートラル (脱炭素社会)への意識の高まり等、社会経済環境や事業環境の変化に対応し、持続的な企業価値の向上を 実現していくために、2022年5月に「阪急阪神ホールディングスグループ 長期ビジョン-2040年に向けて-」を 策定いたしました。

この長期ビジョンでは、今後推進していく「芝田1丁目計画(大阪新阪急ホテル・阪急ターミナルビルの建替え、阪急三番街の全面改修等)」や「なにわ筋連絡線・新大阪連絡線計画」等の大規模プロジェクトの利益貢献が期待できる2035~2040年頃を見据えながら、長期的に当社グループが目指す姿をはじめ、その実現に向けた戦略や財務方針等を定めております。

スローガン: **深める沿線 拡げるフィールド**

長期ビジョンの全体像



上記のとおり、「深める沿線 拡げるフィールド」というスローガンのもと、それを実現するために4つの 戦略を掲げており、この4つの戦略に加えて、「阪急阪神DXプロジェクト」 *1 や SDG s ・2050年カーボン ニュートラルに向けた取組を強力に推進してまいります。

また、財務方針については、財務健全性の維持を図りながら、ベースとなる利益を安定的に計上するとともに、これまで以上に資本コストを意識した経営の定着を図ってまいります。

そして、今後の経営目標については、上記の大規模プロジェクトの竣工・開業等により相応な利益伸長が期待される2035~2040年頃の成長イメージに加え、その通過点として2030年度の経営目標(財務指標・非財務指標)を下記のとおり掲げております。

2030年度における経営目標(財務指標・非財務指標)

<財務指標>

収益性	事業利益 ^{*2} (注)事業利益…営業利益+海外事業投資(不動産事業等) に伴う持分法投資損益	<u>1,300億円+α</u> *3
財務健全性	有利子負債/EBITDA倍率 (注) EBITDA…事業利益+減価償却費+のれん償却額	5倍台
資本効率	R O E (注) R O E …親会社株主に帰属する当期純利益÷自己資本	中長期的に7%水準

<非財務指標>

・ CO₂排出量の削減率	・ 従業員満足度の継続的向上	
(2013年度比) <u>△46%</u>	· 女性管理職比率 <u>10%程度</u>	
・ 鉄道事業における有責事故ゼロ	・ 女性新規採用者比率 30%以上を継続	

2035~2040年頃の成長イメージ

大規模プロジェクトの竣工・開業による利益貢献に加え、阪急阪神DXプロジェクトの一層の推進等に より、2030年度の事業利益(1.300億円+α)からさらなる利益伸長を目指す

当社グループでは、この長期ビジョンの戦略に則った施策等を推し進めることにより、持続的な企業価値の 向上を図るとともに、お客様や地域社会をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続可能な社会の 実現に貢献することで、地域(関西)とともに成長する企業グループを目指してまいります。

- ※1 当社グループがDX(デジタル・トランスフォーメーション)に関して新たに取り組む施策(デジタル領域での新サービスの 提供やグループ共通IDの導入等)の総称
- ※2 当社グループでは、長期ビジョンの戦略③に則り、現地デベロッパー等と合弁で海外不動産事業を拡大しておりますが、 その利益規模の拡大に伴い、一部のマイノリティ出資案件に係る利益については「持分法による投資損益(営業外損益)」 として計上することとなります。こうした中で、海外不動産事業の利益拡大の状況を適切に示すべく、営業利益に海外事業 投資に伴う持分法投資損益を加えた「事業利益」を、2023年度より新たな経営指標として導入し、長期ビジョンで掲げる 経営日標等においても、「営業利益」を「事業利益」に置き換えることといたします。
- ※3 事業利益1,300億円を目指すとともに、阪急阪神DXプロジェクト等での上積み(+α)に挑戦します。

(中期経営計画の進捗等について)

当社グループでは、長期ビジョンの実現に向け、中期的な取組を反映した具体的な実行計画として、2022年度から2025年度までの4か年を「コロナ前の成長軌道に回帰する期間」及び「長期ビジョンの実現に向けて足固めをする期間」と位置付ける中期経営計画を策定し、それに則った施策を推し進めております。

そうした中で、本期におきましては、多くの事業で新型コロナウイルスの影響から一定の回復がみられたことに加え、旅行事業において自治体から自宅療養者の支援業務を受託するなどの一時的な増益効果もあり、相応に利益を回復させることができました。2023年度については、本期の旅行事業の増益に寄与した受託案件が減少することによる影響等を受けるものの、コロナ禍で進めた収支構造の強靭化に向けた取組等の成果を活かしながら着実に利益を回復させ、事業利益は900億円、親会社株主に帰属する当期純利益は520億円を予想しております。そして、長期ビジョンの実現に向けた最初のマイルストーンとなる2025年度については、ここ数年で新たに着手・推進した取組の成果を発現させて成長を図り、事業利益は1,180億円、親会社株主に帰属する当期純利益は750億円、「有利子負債/EBITDA倍率」は6.4倍、ROEは7%水準となる見通しです。

また、2023年度の株主還元につきましては、総還元性向*4を30%とし、安定的な配当の実施と自己株式の取得に取り組んでまいります。このうち、配当については、2022年度と同水準の1株当たり50円(中間配当金25円、期末配当金25円)を予定しております。

※4 総還元性向…親会社株主に帰属する当期純利益に対する年間配当金総額と自己株式取得額の合計額の割合



(注) 事業利益=営業利益+海外事業投資(不動産事業等)に伴う持分法投資損益 (2022年度以前は、海外事業に係る持分法適用会社が存在していなかったため、営業利益=事業利益)

株主の皆様におかれましては、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

3. 資金調達の状況

当社グループでは、有利子負債を収益力に見合った水準まで圧縮することを基本方針としております。本期につきましては、借入金の返済、社債の償還、子会社での設備投資等による資金需要に充当するため、普通社債300億円の発行及びシンジケートローンによる調達300億円のほか、所要の借入れを行いました。その結果、本期末における有利子負債残高は1兆1,063億51百万円となり、前期末に比べ103億86百万円の増加となりました。

4. 主要な借入先

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、2頁「5. 電子提供措置に関する事項」に記載しております インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

5. 設備投資等の状況

本期の設備投資額は、630億39百万円で、その主な内容は、うめきた2期地区開発事業「グラングリーン大阪」、 北大阪急行線延伸及び鉄道車両の新造等であります。

6. 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、2頁「5. 電子提供措置に関する事項」に記載しております インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

7. 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
阪急電鉄株式会社	100	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲事業等、ステージ事業
阪神電気鉄道株式会社	29,384	100.0	鉄道事業、賃貸事業、 分譲事業等、スポーツ事業
阪急阪神不動産株式会社	12,426	100.0	賃貸事業、分譲事業等
株式会社阪急交通社	100	100.0	旅行事業
株式会社阪急阪神エクスプレス	100	66.0	国際輸送事業
阪急バス株式会社	100	- (100.0)	自動車事業
阪急阪神ビルマネジメント株式会社	50	- (100.0)	分譲事業等
株式会社阪急阪神ホテルズ	100	100.0	ホテル事業
株式会社阪神ホテルシステムズ	100	- (100.0)	ホテル事業
株式会社阪神コンテンツリンク	230	- (100.0)	スポーツ事業
株式会社阪神タイガース	48	- (100.0)	スポーツ事業
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	4,000	- (45.0)	情報・通信事業
アイテック阪急阪神株式会社	200	14.2 (70.0)	情報・通信事業

⁽注) 1. ()内の数字は、当社の子会社の持株数を含めた出資比率であります。

8. 主要な事業内容並びに主要な営業所及び従業員の状況

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、2頁「5. 電子提供措置に関する事項」に記載しております インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

^{2.} 上記の会社を含め、連結子会社は99社、持分法適用会社は10社となっております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、2頁「5. 電子提供措置に関する事項」に記載しております インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

氏	名		地位及び担当	重要な兼職の状況
角	和	夫	代表取締役会長グループCEO	阪急電鉄株式会社 代表取締役会長 株式会社阪急交通社 取締役 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役 株式会社アシックス 社外取締役 東宝株式会社 取締役 株式会社東京楽天地 取締役
嶋田	泰	夫	代表取締役社長	阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社 取締役 株式会社阪急交通社 取締役 株式会社阪急阪神エクスプレス 取締役
秦	雅	夫	代表取締役副社長	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 阪急電鉄株式会社 取締役 阪急阪神不動産株式会社 取締役 株式会社阪神タイガース 代表取締役会長 神姫バス株式会社 社外取締役
遠藤	典	子	取 締 役	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授株式会社アインホールディングス 社外取締役テックポイント・インク 社外取締役ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役日本電信電話株式会社 社外取締役
鶴	由	貴	取 締 役	弁護士 杉本商事株式会社 社外取締役 株式会社ジャムコ 社外取締役
小林	充	佳	取 締 役	西日本電信電話株式会社 相談役
島谷	能	成	取 締 役	東宝株式会社 代表取締役会長 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役 株式会社東京會舘 社外取締役 株式会社東京楽天地 取締役

氏	名	地位	及び担	当	重要な兼職の状況		
荒木	直也	取	締	役	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役社長 株式会社阪急阪神百貨店 代表取締役会長		
杉 山	健博	取	締	役	阪急阪神不動産株式会社 代表取締役会長 阪神電気鉄道株式会社 取締役		
石 橋	正好	取監査等	締 委員 ()	役 常 勤)	阪神電気鉄道株式会社 常任監査役		
小見山	道有	取 監 査	締等	役 委 員	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役		
髙橋	裕子	取監査	締等	役 委 員	医師 京都大学大学院医学研究科 特任教授 国立病院機構京都医療センター臨床研究センター 客員室長		

- (注) 1. 取締役 遠藤典子、鶴由貴及び小林充佳並びに取締役監査等委員 小見山道有及び髙橋裕子は、会社法第2条第15号に 定める社外取締役であります。
 - 2. 当社は、上場証券取引所に対し、取締役 遠藤典子、鶴由貴及び小林充佳並びに取締役監査等委員 小見山道有及び髙橋 裕子を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 - 3. 取締役監査等委員(常勤) 石橋正好は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社グループの重要な会議への出席等による情報収集や、内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、 監査・監督機能を強化するために、石橋正好氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 取締役 嶋田泰夫は、2023年3月1日付で株式会社阪急阪神エクスプレス取締役に就任いたしました。
 - 6. 取締役 秦雅夫は、2022年12月21日付で株式会社阪神タイガース代表取締役会長に就任いたしました。
 - 7. 取締役 遠藤典子は、2022年6月24日付で日本電信電話株式会社社外取締役に就任いたしました。
 - 8. 取締役 鶴由貴は、2022年6月17日付で杉本商事株式会社社外取締役に、2022年6月28日付で株式会社ジャムコ社外 取締役に就任いたしました。
 - 9. 取締役 小林充佳は、2022年6月17日付で西日本電信電話株式会社相談役に就任いたしました。
 - 10. 取締役 杉山健博は、2023年3月1日付で株式会社阪急阪神エクスプレス取締役を退任いたしました。
 - 11. 取締役の異動
 - (1) 新任(2022年6月15日付)

取締役 嶋田泰夫 取締役 小林充佳 取締役監査等委員 髙橋裕子

(2) 退任(2022年6月15日付)

取締役 井上礼之 取締役監査等委員 石井淳蔵

12. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役 遠藤典子、鶴由貴、小林充佳、島谷能成及び荒木直也並びに取締役監査等委員 小見山道有及び髙橋裕子との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

13. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行に 起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約に より填補することとしております。但し、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求に ついては補償されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社116社の取締役、監査役等であり、その保険料のうち、株主代表訴訟担保 特約に係る保険料は被保険者が負担しております。なお、その負担割合は約3%(但し当社における被保険者の負担割合は 約10%)であります。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

氏 名		地 位					重要な兼職の状況			
遠藤典	子	取		締		役	慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート 特任教授株式会社アインホールディングス 社外取締役テックポイント・インク 社外取締役ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社 社外取締役日本電信電話株式会社 社外取締役			
鶴曲	貴	取		締		役	弁護士 杉本商事株式会社 社外取締役 株式会社ジャムコ 社外取締役			
小林充(生	取		締		役	西日本電信電話株式会社 相談役			
小見山道	有	取監	査	締等	委	役員	弁護士 阪急電鉄株式会社 監査役			
髙橋裕	子	取監	査	締等	委	役員	医師 京都大学大学院医学研究科 特任教授 国立病院機構京都医療センター臨床研究センター 客員室長			

- (注) 1. 阪急電鉄株式会社は、当社の子会社(持株比率100%)であります。
 - 2. 重要な兼職の状況に記載している社外役員の兼職先のうち、上記の会社等以外の会社等については、当社と特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	取締役会への 出席状況	監査等委員会 への出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
遠藤典子	取締役	11回のうち、	_	主に、公共政策や環境・エネルギー分野の研究を 通じて培った豊富な経験・知見に基づいて有益な 発言を行っております。
鶴由貴	取締役	11回のうち、 11回出席	_	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を 行っております。
小 林 充 佳	取締役	9回のうち、 9回出席		主に、経営者としての豊富な経験・視点と実績に 基づいて有益な発言を行っております。

氏 名	地 位	取締役会への 出席状況	監査等委員会 への出席状況	取締役会等における発言 その他の状況
小見山道有	取締役 監査等委員	11回のうち、 11回出席	13回のうち、 13回出席	主に、コンプライアンスの視点から有益な発言を 行っております。
髙橋裕子	取締役 監査等委員	9回のうち、 9回出席	10回のうち、 10回出席	主に、社会健康医学や健康経営の研究・臨床を 通じて培った豊富な経験・知見に基づいて有益な 発言を行っております。

(注) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 遠藤典子、鶴由貴及び小林充佳には、グループ経営に関する監視・監督機能の強化と意思決定の質の向上を図ることを、取締役監査等委員 小見山道有及び髙橋裕子には、監査等委員会監査の実効性及び効率性を確保することを、それぞれ期待しており、5氏は、上記の各活動に加え、企業統治委員会(※1)及び報酬委員会(※2)を構成する委員としての活動を通じて、当社の社外取締役として適切な役割を果たしました。また、取締役 遠藤典子は、両委員会の委員長として、当該活動の主導的役割を担いました。

- (※1) 企業統治委員会…役員の選解任の透明性の確保、社外役員間の連携等を目的として、代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めております。取締役候補者の選任や取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の解任等について、取締役会から諮問を受け、答申しているほか、社外取締役に対し、当社グループの財務等に関する情報の提供を行っております。
- (※2) 報酬委員会…取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬について、具体的な報酬額の決定を取締役会の 責任のもとで、客観性及び透明性のある手続によって行うことを目的として、代表取締役会長(欠員又は事故がある ときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めて おります。報酬制度及び内容について、取締役会から諮問を受け、答申しております。

3. 役員の報酬等

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」といいます。)について、代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会に諮問したうえ、取締役会において決議しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の報酬については、企業価値及び業績の向上に 対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることができる報酬 体系とし、その役位及び職責に対して支給される固定報酬である金銭報酬と、代表取締役の職にある者に 支給される信託を用いた業績連動型株式報酬とから構成します。

- 2. 固定報酬の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針を含む。) 取締役の固定報酬である金銭報酬は、役位及び職責に応じて決定し、月毎に支払うものとします。
- 3. 業績連動型株式報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針(付与時期又は条件の決定に関する方針 並びに個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項を含む。)

業績連動型株式報酬に係る指標は、株主価値向上に対するインセンティブを一層高めるため、事業 年度の最終損益であり、株主還元の基礎となる「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用します。

また、業績連動型株式報酬は、業績指標に役位に応じた係数を乗じた額から役位別の固定報酬最大額を 差し引いて得られる額(注1)を基準株価(注2)で除して、ポイント(小数点以下四捨五入)を算定し、 これを毎年6月に付与するものとします。付与ポイントは毎年累積され、累積された付与ポイント数は、 支給対象となる取締役の退任後に、1ポイントにつき当社普通株式1株として換算して、当該取締役に支給 されるものとします。

- (注1) 上限及び下限を設けます。
- (注2) 基準株価は、業績連動型株式報酬制度の対象となった日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(業績連動型 株式報酬の導入日である2019年6月13日時点で業績連動型株式報酬制度の対象であった場合には、当該導入日の終値) なお、業績連動型株式報酬制度では、株式交付等を受ける権利(受益権)確定前に、支給対象となる 取締役が、取締役としての職務に関して重大な違反があった場合その他一定の事由に該当する場合には、 受益権を付与しないマルス条項を設定します。
- 4. 報酬等の種類別の割合の決定に関する方針

取締役のうち、代表取締役の職にある者に対する報酬等の種類別の割合は、上記3記載の業績連動型 株式報酬に関する算定方法に基づき、業績に応じて変動する仕組みとします。その他の取締役の報酬等は、 固定報酬のみで構成します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各事業年度の取締役の個人別の報酬等のうち、固定報酬については、代表取締役会長(欠員又は事故が あるときは、代表取締役社長)及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、社外取締役が 委員長を務める報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において 報酬配分を代表取締役会長(欠員又は事故があるときは、代表取締役社長)に委任することとします。 なお、業績連動型株式報酬については、取締役会が定める株式交付規程に基づき、その内容が決定される ものとします。

(2) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬のうち、金銭報酬については、月額3,000万円以内(うち社外取締役分500万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。)とする旨、2020年6月17日開催の第182回定時株主総会において決議されております。なお、同株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の員数は8名(うち社外取締役は3名)であります。加えて、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会において、代表取締役を対象とする業績連動型株式報酬について、対象期間(3事業年度)ごとに当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限を1,320百万円とし、信託期間中(3事業年度)に対象者に付与するポイントの上限を24万ポイント(24万株相当)とすることを決議しております。なお、対象となる取締役の員数は4名であります。

また、監査等委員である取締役の報酬についても、月額400万円以内とする旨、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会において決議されております。なお、同株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の個人別の報酬のうち、固定報酬については、代表取締役会長及び当社から独立した立場にある社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において、予め報酬制度及び内容について諮問したうえで、取締役会において報酬配分を代表取締役会長角和夫に委任する旨を決議しております。その権限を委任した理由は、各取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の職責の評価を行うには、取締役会の活動を最も把握している代表取締役会長が適任であるからであります。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の額

		報酬等の種類別の		
区 分	報酬等の総額 (百万円)	金銭報酬	非金銭報酬 (株式報酬)	対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	(_ /
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	241	209	31	10
(うち社外取締役)	(31)	(31)	(-)	(4)
取締役(監査等委員である取締役)	29	29	_	4 (3)
(うち社外取締役)	(14)	(14)	(-)	
計	271	239	31	14
(うち社外役員)	(46)	(46)	(-)	(7)

- (注) 1. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の額は12百万円であります。
 - 2. 上記には、2022年6月15日開催の第184回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除きます。) 1名及び取締役(監査等委員である取締役) 1名を含んでおります。
 - 3. 取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の固定報酬には、当社グループの中核会社の取締役を兼務する当社取締役の当該中核会社の報酬制度に基づき支給される報酬の当社負担分を含んでおります。
 - 4. 業績連動報酬及び非金銭報酬として、代表取締役(2022年6月までは取締役(監査等委員である取締役を除きます。)のうち会長及び社長の職にある者)を対象として業績連動型株式報酬を付与しております。業績連動型株式報酬の内容及び算定方法並びに業績連動型株式報酬に係る指標の内容及び選定理由に関しては、上記(1)記載の決定方針のとおり(※)であります。業績連動型株式報酬に係る指標の実績について、2022年4月から6月までの報酬に係る業績指標(2021年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」)は21,418百万円であり、2022年7月から2023年3月までの報酬に係る業績指標(2022年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」)は46,952百万円であります。
 - (※) 2022年6月までの算定方法に関しては、次のとおりであります。

業績指標に役位に応じた係数を乗じた額から金銭で支給される固定報酬を差し引いて得られる額を基準株価(業績連動型株式報酬制度の対象となる役位に就任した日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(業績連動型株式報酬の導入日である2019年6月13日までに対象取締役が当該役位に就任している場合には、当該導入日の終値))で除して、ポイント(小数点以下四捨五入)を算定します。

IV 会計監査人に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、2頁「5. 電子提供措置に関する事項」に記載しております インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

V 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

法令、定款、規程及び企業倫理に則って誠実に行動し、利害関係者の期待に応えるというコンプライアンスの考え方に従い、経営を推進いたします。

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発冊子を始めとしたコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、コンプライアンスに関する研修を実施いたします。

コンプライアンスに反する行為又はそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社、グループ会社及び取引先の役職員が利用することのできる内部通報制度を設けます。

当社及びグループ会社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、対処方法等を検討する委員会を速やかに設置するとともに、当社監査等委員に報告いたします。

他部門からの独立性を確保した社長直轄の内部監査部門を設置し、内部監査に関する基本方針及び規程に従い、 当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施いたします。

財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保いたします。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社及びグループ会社を対象に必要な体制を整備いたします。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程等に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査等委員がこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるようにいたします。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定めるものとし、その規程を制定・改定する際は、監査等委員と事前に協議を行います。

(3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクにつきましてはリスク管理 担当部署が、各部門又は各グループ会社の所管業務に関するリスクにつきましては各担当部門又は各グループ 会社が、それぞれリスクの把握及び評価を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、これらの見直しを適時 行います。 当社及びグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが現実化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備いたします。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程に従い、当社及びグループ会社のリスクの内容及び評価並びに対策の状況等について、適時取締役会において報告を行うとともに、内部監査部門がリスク管理の有効性評価を行います。

また、特に、鉄道等の公共輸送に携わるグループ会社につきましては、安全性を最優先した体制の整備を指導いたします。

(4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えてグループ経営会議を設置するものとし、グループ経営会議のメンバーには、当社グループの 各コア事業の責任者を加えます。

当社及び当社グループの経営方針、経営戦略、経営計画等に関する重要事項につきましては、グループ経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果につきましては、適時取締役会等に報告いたします。

業務執行につきましては、業務組織、事務分掌、意思決定制度等において、それぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況につきましては、適時取締役会に報告いたします。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及びグループ会社においてIT化を推進いたします。

当社グループ内の資金調達を原則として当社に一元化することにより、業務の効率性及び資金の流れの透明性を確保いたします。

(5) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における 業務の適正を確保するための体制

当社グループの各コア事業の中期・年度経営計画につきましては、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況に関する報告を求め、その内容を当社取締役会に報告いたします。

一定金額以上の投資を行う場合など、グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得るか報告することを求め、また、グループ会社が当社に適時報告する体制を整備いたします。

コンプライアンス推進体制、リスク管理体制、内部監査体制等につきましては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備いたします。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置いたします。

(7) 当社の監査等委員会を補助する取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの 独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員の指揮命令によりその職務を行います。 監査等委員会を補助する使用人の異動、評価等に関しては、監査等委員と事前に協議を行います。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員が出席する取締役会、グループ経営会議等において当社グループの重要事項の報告を行います。 当社及びグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき監査等委員が必要と認める事項を適時 報告する体制を整備いたします。

内部監査部門は、監査等委員に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動(内部通報制度の運用状況を含みます。)に関する報告を適時行います。

上記の報告を行ったことを理由として不利な取扱いをいたしません。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために費用の前払等を必要とする場合は、これを支出いたします。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は監査等委員と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、 監査等委員会による監査・監督の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を 図ります。

監査等委員に関わる規程を制定・改定・廃止する際は、監査等委員と事前に協議を行います。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンスに関する取組

当社グループの役職員を対象としたコンプライアンスに関する各種研修等の教育を実施しているほか、グループ 各社においても職位や職務に応じて独自の教育を行うことで、コンプライアンス意識の一層の向上を図って います。

内部通報窓口として、社内窓口に加え、外部の弁護士による窓口を設置し、その周知に努めるとともに、通報が あった事案については、担当部門が調査のうえ、事案の内容及び調査結果を、社長及び監査等委員に報告して います。

内部監査部門が、当社及びグループ会社を対象とした内部監査を実施し、また、財務報告に係る内部統制を 評価するとともに、監査法人が、当該評価の監査を実施しています。

弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けた取組を行っています。

(2) リスク管理に関する取組

当社及びグループ会社において、リスクの発生可能性・頻度及び現実化したときの影響度等を勘案のうえ、 その重要性を評価し、リスクの現実化を未然に防止又は低減するための対策を立て、リスクの管理を行って います。

当社グループにおけるリスク対策の状況等について、適時取締役会において報告するとともに、内部監査 部門が、リスク管理の有効性評価を実施しています。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する取組

業務組織、事務分掌、意思決定制度等に定める権限と責任及び執行手続に基づき業務執行を行うとともに、 取締役会及びグループ経営会議において、当社グループの経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な 投資案件等について、審議・報告を行っています。

雷子決裁システムを含むグループウェアの導入などITシステムの導入を進めるとともに、当社グループ内の 資金調達を原則として当社に一元化しています。

(4) 監査等委員会による監査・監督の環境整備に関する取組

監査等委員会の職務を補助する体制として、独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置して います。

会長・社長を始めとする代表取締役は監査等委員と定期的に会合をもち、経営課題等について意見を交換し、 意思疎通を図っています。内部監査部門は当社及びグループ会社を対象とした内部監査活動(内部通報制度の 運用状況を含みます。)について、また、コンプライアンス担当部署及びリスク管理担当部署は当社グループに おけるコンプライアンス経営の推進状況及びリスク管理の実施状況について、それぞれ定期的かつ適時に監査等 委員に報告しています。

VI 特定完全子会社に関する事項

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、2頁「5. 電子提供措置に関する事項」に記載しております インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、千株単位の記載株数は千株未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	184期(ご参考) 2022年3月31日現在	185期(本期) 2023年3月31日現在	科目	184期(ご参考) 2022年3月31日現在	185期(本期) 2023年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	365,811	428,082	流動負債	426,659	499,684
現金及び預金	31,331	42,876	支払手形及び買掛金	40,699	42,024
受取手形及び売掛金	112,568	120,067	未払費用	16,853	23,182
販売土地及び建物	166,331	193,607	短期借入金	145,737	187,982
商品及び製品	2,372	2,897	コマーシャル・ペーパー	50,000	10,000
仕掛品	2,131	2,461	1年内償還予定の社債	7,000	30,000
原材料及び貯蔵品	5,464	5,790	リース債務	3,834	4,251
その他	46,018	61,237	未払法人税等	6,380	10,029
貸倒引当金	△408	△856	賞与引当金	3,682	4,337
固定資産	2,357,030	2,437,328	その他	152,471	187,877
有形固定資産	1,922,974	1,980,991	固定負債	1,380,818	1,384,785
建物及び構築物	646,407	633,990	長期借入金	649,476	634,613
機械装置及び運搬具	60,314	57,804	社債	230,000	230,000
土地	973,012	1,010,609	リース債務	9,916	9,503
建設仮勘定	218,215	252,908	繰延税金負債	176,516	181,831
その他	25,023	25,678	再評価に係る繰延税金負債	5,182	5,182
無形固定資産	37,512	35,489	退職給付に係る負債	62,795	61,916
のれん	9,655	7,334	長期前受工事負担金	117,561	132,580
その他	27,856	28,155	その他	129,369	129,156
投資その他の資産	396,544	420,846	負債合計	1,807,477	1,884,470
投資有価証券	316,231	342,659	純資産の部		
繰延税金資産	7,218	7,272	株主資本	843,332	878,110
退職給付に係る資産	18,505	18,590	資本金	99,474	99,474
その他	54,917	52,583	資本剰余金	147,358	147,343
貸倒引当金	△329	△258	利益剰余金	645,212	680,040
			自己株式	△48,713	△48,748
			その他の包括利益累計額	27,016	28,692
			その他有価証券評価差額金	18,756	20,930
			繰延ヘッジ損益	7	△78
			土地再評価差額金	5,499	5,499
			為替換算調整勘定	435	908
			退職給付に係る調整累計額	2,317	1,433
			非支配株主持分	45,014	74,137
			純資産合計	915,363	980,940
資産合計	2,722,841	2,865,410	負債純資産合計	2,722,841	2,865,410

連結損益計算書

科目	184期(ご参考) (2021年 4月 1日から (2022年 3月31日まで)		185期(本期) (2022年 4 月 1 日から (2023年 3 月31日まで)	
営業収益		746,217		968,300
営業費				
運輸業等営業費及び売上原価	679,865		849,136	
販売費及び一般管理費	27,139	707,005	29,813	878,949
営業利益		39,212		89,350
営業外収益				
受取利息	179		314	
受取配当金	928		957	
持分法による投資利益	7,167		8,325	
雑収入	2,609	10,885	2,547	12,145
営業外費用				
支払利息	8,516		8,768	
固定資産除却損	1,034		1,784	
雑支出	2,097	11,648	2,510	13,063
経常利益		38,450		88,432
特別利益				
工事負担金等受入額	28,239		2,530	
固定資産売却益	366		1,394	
投資有価証券売却益	3,702		1,942	
その他	10,661	42,969	2,060	7,927
特別損失				
固定資産圧縮損	28,302		4,986	
減損損失	631		12,672	
その他	13,892	42,827	3,689	21,348
税金等調整前当期純利益		38,592		75,012
法人税、住民税及び事業税	9,963		18,249	
法人税等調整額	3,292	13,256	5,173	23,422
当期純利益		25,335		51,589
非支配株主に帰属する当期純利益		3,916		4,636
親会社株主に帰属する当期純利益		21,418		46,952

計算書類

貸借対照表

科目	184期 (ご参考) 2022年3月31日現在	185期(本期) 2023年3月31日現在	科目	184期(ご参考) 2022年3月31日現在	185期(本期) 2023年3月31日現在
 資産の部			負債の部		
流動資産	158,043	190,161	流動負債	185,350	208,680
現金及び預金	167	162	短期借入金	117,836	161,210
未収入金	9,598	14,025	コマーシャル・ペーパー	50,000	10,000
未収収益	442	615	1年内償還予定の社債	7,000	30,000
未収消費税等	109	46	未払金	9,006	6,342
短期貸付金	147,029	174,619	未払費用	904	957
前払費用	52	47	未払法人税等	441	7
その他	644	646	預り金	155	161
固定資産	1,366,775	1,325,631	前受収益	2	_
有形固定資産	183	419	その他	3	0
建物	2	2	固定負債	824,680	788,511
工具、器具及び備品	17	12	社債	230,000	230,000
建設仮勘定	163	404	長期借入金	548,961	509,065
無形固定資産	726	1,214	繰延税金負債	1,010	1,283
商標権	3	3	債務保証損失引当金	35,661	39,498
ソフトウエア	424	898	役員株式給付引当金	378	403
その他	298	312	退職給付引当金	7,443	7,116
投資その他の資産	1,365,865	1,323,997	その他	1,224	1,144
投資有価証券	17,634	15,273	負債合計	1,010,031	997,192
関係会社株式	576,730	576,730	純資産の部		
その他の関係会社有価証券	216	531	株主資本	508,675	512,366
長期貸付金	771,061	731,165	資本金	99,474	99,474
長期前払費用	32	27	資本剰余金	149,258	149,258
前払年金費用	154	247	資本準備金	149,258	149,258
その他	34	20	その他資本剰余金	_	0
			利益剰余金	307,019	310,662
			利益準備金	280	280
			その他利益剰余金	306,739	310,382
			繰越利益剰余金	306,739	310,382
			自己株式	△47,077	△47,029
			評価・換算差額等	6,112	6,233
			その他有価証券評価差額金	6,112	6,233
			純資産合計	514,787	518,600
資産合計	1,524,818	1,515,793	負債純資産合計	1,524,818	1,515,793

損益計算書

科目	184期((2021年 4 2022年 3	(ご参考) 月 1 日から) 月31日まで)	185期 (2022年 4 2023年 3	(本期) 月1日から) 月31日まで)
営業収益				
関係会社受取配当金	8,986		19,065	
関係会社受入手数料	4,373	13,360	5,046	24,111
営業費				
一般管理費		7,013		7,953
営業利益		6,347		16,157
営業外収益				
受取利息及び配当金	8,475		8,600	
その他	1,128	9,603	1,106	9,706
営業外費用				
支払利息	6,976		6,795	
その他	982	7,958	1,046	7,842
経常利益		7,992		18,021
特別利益				
投資有価証券売却益		5,708		1,831
特別損失				
債務保証損失引当金繰入額		9,959		3,837
税引前当期純利益		3,740		16,015
法人税、住民税及び事業税	1,394		27	
法人税等調整額	△97	1,296	218	246
当期純利益		2,444		15,768

監查報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

田中基博

阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士

公認会計士 千田健悟

公認会計十

業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴木重久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪急阪神ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して 意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類 又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の 記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。 これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を 開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、 職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、 状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の 妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、 関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、 連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の 重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を 行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員業務執行社員 指定有限責任社員業務執行社員 指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 田中基博

公認会計士 千田健悟

公認会計士 鈴木重久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪急阪神ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第185期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、 「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から 独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、 監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は 当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載 内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、 職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。 監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、 状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の 妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に 重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の 注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の 重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を 行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第185期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。 その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載 内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずご監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

阪急阪神ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 石 橋 正 好 監 査 等 委 員 小見山 道 有 監 査 等 委 員 髙 橋 裕 子

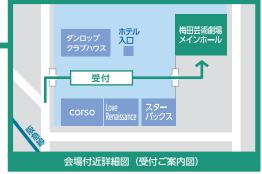
(注) 監査等委員 小見山道有及び髙橋裕子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



株主総会会場ご案内図

会場 梅田芸術劇場 メインホール 大阪市北区茶屋町19番1号





※会場には駐車場・駐輪場がございませんので、 ご来場には公共交通機関をご利用ください。 ※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

阪急阪神ホールディングス株式会社

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号 電話 06 (6373) 5100



見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。





この印刷物は、大豆油インキを含有した植物油インキとFSC®認証材及び管理原材料から作られています。